



ゆづぎ

発行
白井市商工会広報・情報化委員会
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp
URL http://www.shiroi.or.jp
TEL 047(492)0721
FAX 047(491)9884
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2010年84号

白井市ふるさとまつり中止

10月30日(土)・31日(日)に第29回白井市ふるさとまつりを開催する予定でしたが台風14号の影響により初めて両日とも中止となり残念な結果となってしまいました。来年は晴天を祈ります。

金融委員会

経営改善貸付(マル経)融資制度

融資限度額 1,500万円、返済期間は、運転資金7年以内・設備資金10年以内で担保、保証人は不要です。

融資対象者は、商工会員であり融資対象の要件を満たす方になります。

福利厚生委員会

恒例になりました健康診断は11月11日(木)に会員及び従業員を対象として実施され、今年度は130人弱受診され年々増えております。来年も実施いたしますのでご利用ください。



建設業部会

リフォーム相談会のお知らせ

商工会建設業部会と千葉土建鎌ヶ谷支部と市役所の3団体で協定を結び毎月第3水曜日13時～16時まで市役所2階で住宅に関する無料相談会を開催しておりますので是非お越し下さい。

お問合せ先 商工会(047-492-0721)

又は千葉土建鎌ヶ谷支部(047-444-4503)まで

白井市商工会労働保険事務組合からのお知らせ

労働保険は、法人・個人を問わず労働者(パート、アルバイトも含む)を1人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務づけられています。

商工会では、労働保険事務代行を行っております。

※労働保険とは労災保険(業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する保険)と雇用保険(失業した場合の給付)をまとめた総称です。

事務処理委託した時のメリット

1. 労働保険事務を事業主に代わって、処理するので事務の手間が省けます。
 2. 労働保険料の額にかかわらず、年3回の分納ができます。
 3. 労災保険に加入できない事業主や家族従事者も労災保険に特別加入ができます。
- ※事務手数料は保険料の10%と別途消費税です。(ただし最低10,500円から最高52,500円になります。)

白井公募写真展のお知らせ

テーマ：①白井市内及び北総鉄道沿線で撮影したもの

②自由

サイズ：六切り

応募方法：指定額縁を購入(1,000円)し期限まで郵送または持参

販売先：北総鉄道西白井駅売店
千葉NT中央駅売店
両駅売店日曜・祝日は休み

寺田商店(西白井駅前)

モリタ米店(白井駅前)

白井市商工会(土・日・祝日は休み)

応募先：〒270-1422

千葉県白井市復1458

白井市商工会内

白井公募写真展実行委員会

応募締切：平成22年12月20日(月) 必着

お問合せ先 商工会 ☎047-492-0721

青年部

部長 高橋一英
タカハシ建築

経営者又は、後継者等(年齢40歳以下)の方が入部できます。旅行・研修・講演会・イベントなど様々な企画運営事業を行っていますので興味のある方は、是非私達と一緒に活動してみませんか?

◎年会費
12,000円
です。



▲昨年のさくらまつりの様子

来年のさくらまつりは、4月2日(土)に開催予定ですので、是非ご来場下さい。



女年部

部長 風間てい子
(有)風間工務店

花いっぱい運動実施

11月12日(金)に各公民館・交番計8ヶ所に設置しているプランターの植替え作業を行いました。

来年のさくらまつりで開催されるフリーマーケットは、4月2日(土)に開催予定です。

女性部募集

経営者の方又は、経営者の奥さんが入部できます。旅行・研修・講演会・イベントなど様々な企画運営事業を行っていますので興味のある方は、是非私達と一緒に活動してみませんか?

◎年会費3,600円です。



パソコンを活用し、苦しい現状から脱却しませんか?

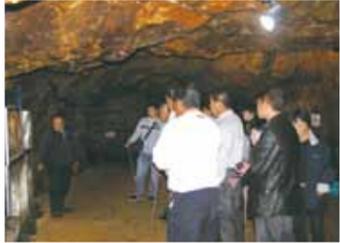
この度白井市商工会が、千葉県のIT活用促進モデル地区の対象となり、IT活用促進のお手伝いを行います。そこで今回中小企業・小規模零細企業様を対象に、無料でPC(パソコン)の基本的操作、インターネットの活用方法、ホームページの制作方法、そし

てホームページ作成のお手伝いを行います。昔ながらの商売を大切にしながら新たな可能性を追求したい、現在の苦しい状況から抜出したい中小企業・小規模零細企業の皆様を対象にしていますので、奮ってご相談下さい!!

視察研修開催

福利厚生委員会(委員長、斉藤 真)では、11月3日(水)～4日(木)に17名の参加者を得て、視察研修を実施し大いに見聞を広め、相互の情報交換と親睦を深めることが出来ました。

初日は「アサヒビール福島工場」で、ビールの歴史から美味しいビールの誕生までの流れを案内してもらい、最後に試飲コーナーにおいて出来たてのビールをご馳走になりました。



続いて、国登録有形文化財「蛇の鼻御殿」を見学しました。ここは明治末期に福島県本宮町(現 本宮市)の豪農、伊藤 弥氏(イヨマンテの夜を歌った歌手の伊藤久男氏の父)の別荘として10年の歳月をかけて造られた邸宅。巧妙精密な彫刻をはじめ、著名人の書や名画伯の障屏画などが全6室にわたり残されています。ここには日本建築の粋、日本画の傑作が溢れていますので、参加出来なかった皆様も是非一度行ってみたいいかがでしょうか。

2日目は、「高玉金山」をトロッコに乗ってタイムマシンのように、400年前の世界を垣間見てきました。700mの坑道を抜けるとたくさんの採掘跡があり、通常金は1tあたり2～3gしか採掘されないが、当時のこの金山では



1tあたり10～20kgも算出されたそうです。

続いて、いわき市にあるJRA「競走馬総合研究所」視察しました。ここは傷ついた競走馬たちが、レース復帰を目指しリハビリに励んでいる施設で、温泉やプール、トレーニング場、診療所等の設備があります。

1泊2日で懇親も深めリフレッシュして、無事に帰途に着くことが出来ました。

年末調整指導会のお知らせ

期 日：平成23年1月5日(水)～7日(金)

時 間：9：00～11：30

13：00～16：30

お持ち頂くもの

- ①専従者・従業員に支給した給与、賞与の金額を記載してある帳簿、又は所得税源泉徴収簿(参考に前年分もご持参下さい。)
- ②専従者・従業員の控除証明書のはがき(国民年金保険料の証明書・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済掛金・国民年金基金など)
- ③国民健康保険税・介護保険料の支払金額(平成22年1月～12月まで納めた金額)
- ④専従者・従業員及びその配偶者、扶養家族の住所・生年月日・所得金額を記載した物

白井市からのお知らせ

中小企業経営なんでも相談(無料)

市内中小企業者の経営改善などの相談に応じるため、(社)千葉県能率協会と連携して、毎月1回無料で「中小企業経営なんでも相談」を実施しています。相談は、(社)千葉県能率協会の公認会計士、中小企業診断士、マネジメント・

INFORMATION おしらせ

コンサルタントなど経営の専門家が致します。

経営に関してお困りのことがありましたら是非ご相談下さい。相談内容の秘密は厳守します。

日 時：毎月第2火曜日午後2時～5時まで

場 所：公民センター2階相談室

対 象：市内の中小企業者

※事前に申込みがあれば、相談に応じて専門の相談員が対応できます。

問合せ先・事前申込み先：

市商工振興課 電話047-492-1111 内線3241

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等含む)及びその使用者に適用される千葉県最低賃金(地域別最低賃金)が次のように改正されました。

平成22年10月24日から時間額744円。

但し、産業別の最低賃金もございますのでご確認ください。

お問い合わせ先：

ハローワーク船橋 電話047-431-8287

国の教育ローン(日本政策金融公庫)

本学に入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。学生・生徒お1人につき300万円以内を固定金利(年2.45%(平成22年10月18日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは下記のコールセンター又は日本政策金融公庫松戸支店へお問い合わせください。

教育ローンコールセンター

0570-008656(ナビダイヤル)

日本政策金融公庫松戸支店

(国民生活事業) 047-367-1191

千葉県警察からのお知らせ

県内各地で低利融資を名目に、保証金(事務手数料)を騙し取られた詐欺が立て続けに発生していますので十分にご注意下さい。

■手口

FAX が流れてきて電話したところ「融資するには保証金が必要なので〇〇万円振り込んでください」と指示されたそうです。



○事業主の皆様へ

① 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか
大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。

※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人者ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇

用保険の一般被保険者(ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に100万円を支給※奨励金の支給が同一事業所に1回(100万円)限りとなります。

② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヵ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

※「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

・平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定(平成22年度の新規学卒者については、卒業

日以降に本制度を利用できます)。

※ 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者が対象です。

・卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない)。

・40歳未満。

・ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者。

・奨励金支給額

有期雇用期間(原則3ヵ月)…対象者1人につき月額10万円(最大30万円)

・有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ…対象者1人につき50万円

(雇入れから3ヵ月経過後に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

問い合わせ先 ハローワーク船橋 047-431-8287